# 概算数量発注方式 実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、静岡県交通基盤部が発注する土木工事において、積算業務の簡素化・効率化 を図り、円滑な事業執行を促進することを目的として、概算数量発注方式により発注する場合 の必要事項を定めるものである。

### (用語の定義)

- 第2条 本要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 概算数量発注方式

当初設計において平面図、標準横断図等により概算数量を算出して発注し、契約後、現地を実測の上、設計数量の確定を行い、設計変更するものをいう。

(2) 工事計画図書

契約後、受注者が現地調査及び測量を行い、結果を取りまとめた平面図、縦断面図、横断面図、小構造物図等の図面及び数量計算書をいう。

## (適用範囲)

- 第3条 適用範囲は、次の条件を全て満たす工事を対象とする。なお、業務委託等により詳細な 設計図面がある場合及びICT活用工事には適用しない。
  - (1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事
  - (2) 現地精査の結果と概算数量とのかい離等により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工事
  - (3) 当初設計で詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事
  - 対象工事例 … 河床掘削 (堆積土砂除去)、舗装補修、側溝修繕等

### (当初設計書の作成)

- 第4条 当初設計書の作成は、次のとおりとする。
  - (1) 概算数量発注方式で発注する設計書には特記仕様書を添付し、数量が概算であることを明示する。
  - (2) 当初設計時の図面等は、下記を標準とする。
    - ① 位置図
    - ② 平面図
    - ③ 標準横断図
    - ④ 数量表(概算数量の根拠を明示する。「標準横断図の数量×延長」で計上してよい。)
    - ⑤ その他必要な図面等
  - (3) 共通仮設費の準備費に、次条に示す「工事計画図書作成費」を積上げ計上する。

# (工事計画図書作成費)

- 第5条 受注者が作成する工事計画図書の作成に必要な費用の計上は、次のとおりとする。
  - (1) 工事計画図書作成費は、直接人件費として「土木一般世話役」相当を計上するものとし、 当初設計では、想定する図面 1 枚あたり 1.0 人工計上する。計上する際は、設計書明細の 摘要欄に想定枚数を明示すること。
  - (2) 工事計画図書作成費は設計変更の対象とし、実際に投入された人工(見積り)を変更時に

計上するものとする。

(3) 工事計画図書の作成に必要な現地調査及び測量については、通常行う設計図書の照査の範囲内であり、共通仮設費率計上分に含まれているため、費用の対象としない。

## (工事計画図書の作成)

- 第6条 工事計画図書の作成は、次のとおりとする。
  - (1) 契約後、受発注者で現場立会を行い、発注者の意図を受注者に説明する。その際、参考になる資料があれば受注者に貸与する(各種台帳等)。
  - (2) 受注者は、施工に必要な現地調査及び測量を行い、工事計画図書を作成し、発注者に提出する。
  - (3) 発注者は、工事計画図書の内容をチェックし、問題がある場合は受注者に再提出を求める。

## (設計変更)

- 第7条 工事計画図書に基づく設計変更については、次のとおりとする。
  - (1) 設計変更は、設計変更事務処理要領、静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)に基づき行う。
  - (2) 発注者は、工事計画図書に基づき工事内容、工事費を確認し、受発注者協議の上、設計数量を確定する。
  - (3) 発注者は、設計変更指示書により受注者に施工を指示する。ただし、当該設計変更の内容を着手前までに契約変更できる場合は、設計変更指示書を必要としない。
  - (4) 設計変更の理由は、「概算数量発注工事の精査による」とする。この他、特に変更を指示した事項について明記する。
  - (5) 工事計画図書作成費を実績により変更する。

### (留意事項)

- 第8条 工事の実施にあたっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 概算数量発注方式の目的に留意し、大幅な契約変更や安易な工事内容の変更を行わないようにするため、発注に先立ち、現地条件を的確に把握し、施工に必要な起終点や計画高などの設計思想を明確にした上で発注手続きを行うこと。
  - (2) 概算数量発注方式適用の妥当性について、所内で確認すること。
  - (3) 具体的な流れは、別紙「概算数量発注のフローチャート」による。

# 附則

この要領は、令和3年1月18日から施行する。